

第四次我孫子市地球温暖化対策実行計画

あびこエコ・プロジェクト4

2016（平成28）年度～2020（平成32）年度



平成28年3月
我孫子市

目 次

	Page
第1章 計画策定の背景.....	1
1 国際的な流れと我が国の取り組み.....	1
2 東日本大震災後の取り組み.....	3
3 地球温暖化に関する予測.....	4
4 我孫子市のこれまでの取り組み.....	7
第2章 基本的事項.....	9
1 計画の位置づけ.....	9
2 計画の目的と役割.....	10
3 計画の範囲.....	11
4 計画の期間.....	13
5 計画の基準年.....	13
6 計画の見直し.....	13
第3章 計画の目標.....	15
1 温室効果ガス総排出量の削減.....	16
2 環境への負荷の低減.....	18
3 市民・事業者の環境に配慮した行動の促進.....	19
第4章 取り組み.....	20
1 温室効果ガス排出量の削減.....	20
2 環境への負荷の低減.....	23
3 市民・事業者の環境に配慮した行動の促進.....	25
第5章 計画の推進.....	27
1 推進体制.....	27
2 研修.....	29
3 進行管理.....	29
資料編.....	30
1 関係法令.....	30
2 温室効果ガス総排出量の算出方法.....	31
3 対象とする組織.....	34

第1章 計画策定の背景

1 国際的な流れと我が国の取り組み

■国際的な流れ

1997（平成9）年に京都議定書が採択され、先進国における削減率は、1990（平成2）年を基準として、約束期間内に目標値を達成することが定められました。

2011（平成23）年11月28日～12月11日に南アフリカ・ダーバンで開催された気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）では、将来の枠組みへの道筋、緑の気候基金、京都議定書に関して第二約束期間の設定に向けた「ダーバン合意」が採択され、日本政府は京都議定書を批准し続けるものの、第二約束期間には参加しないとの我が国の立場も成果文書上に反映されました。

2015（平成27）年12月にはCOP21がパリで開催され、パリ協定が採択されました。パリ協定は法的な拘束力のある2020年以降の国際的な枠組みで、気温上昇を産業革命前に比べて1.5度未満に抑えるよう努力するとしています。このため、世界全体の温室効果ガスの排出量を今世紀後半には実質的にゼロにすることを目指し、温室効果ガスの削減に取り組むとしています。また、途上国も含めたすべての国が5年ごとに温室効果ガスの削減目標を国連に提出し、対策を進めることを義務づけ、削減目標は提出するたびに改善されるべきだとしています。

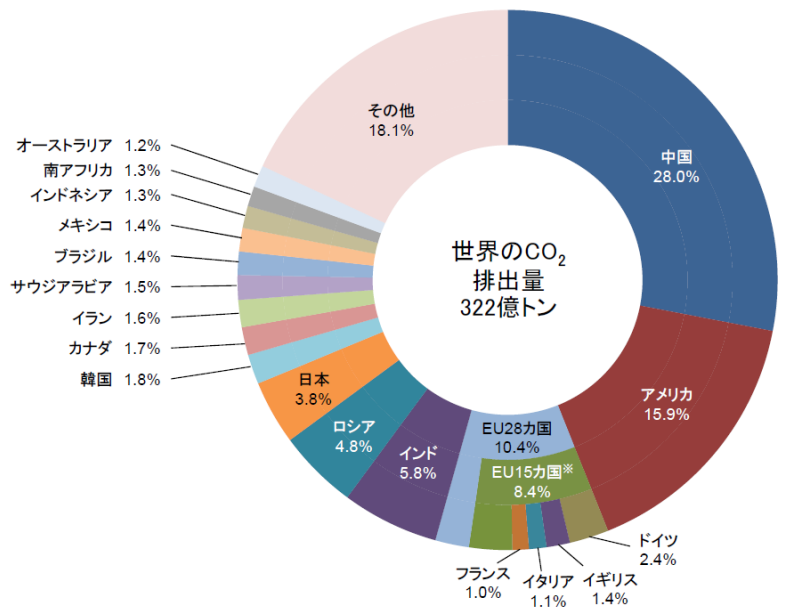


図1-1 世界のエネルギー起源CO₂排出量（2013年）
資料：IEA「CO₂ EMISSIONS FROM FUEL COMBUSTION」2015 EDITION
を元に環境省作成

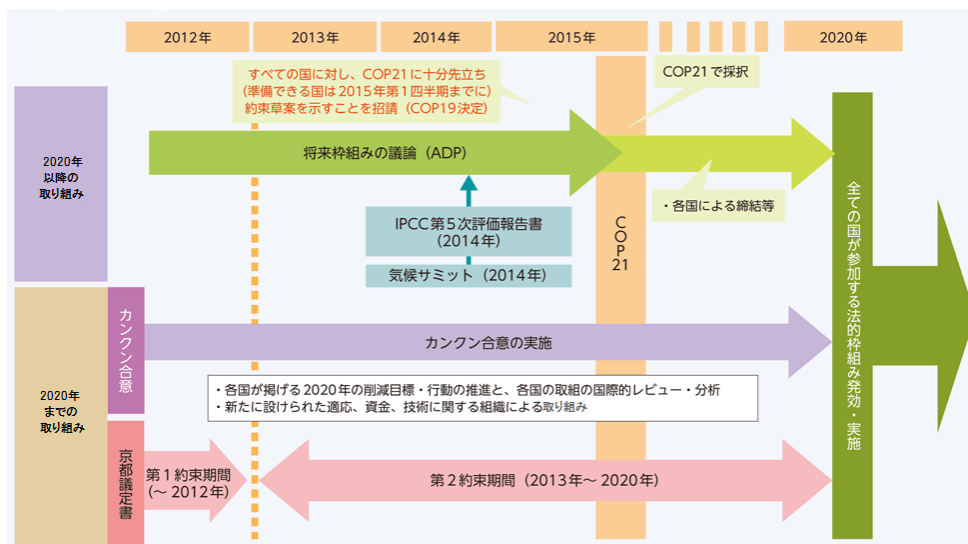


図1-2 新たな枠組みに向けた道筋

資料：環境省

■地球温暖化問題に対する我が国の取り組み

我が国を含む国際連合に加盟している諸国は、地球温暖化対策のため、世界全体で温室効果ガス排出削減を目指す「気候変動枠組条約」を1992（平成4）年に採択しました。

1997（平成9）年にCOP3で先進各国とともに、削減目標（1990年比6%削減）を明確に規定した「京都議定書」に合意しました。その後、2002（平成14）年に我が国も「京都議定書」を締結し、2005（平成17）年2月に発効しました。

環境省が2014（平成26）年4月に発表した2012（平成24）年度の我が国の温室効果ガス排出量の確定値では、森林吸収源や京都メカニズムクレジットを加味すると、京都議定書第一約束期間の5年間平均で基準年度比8.4%の削減となり、京都議定書の目標（基準年度比6%削減）を達成しました。

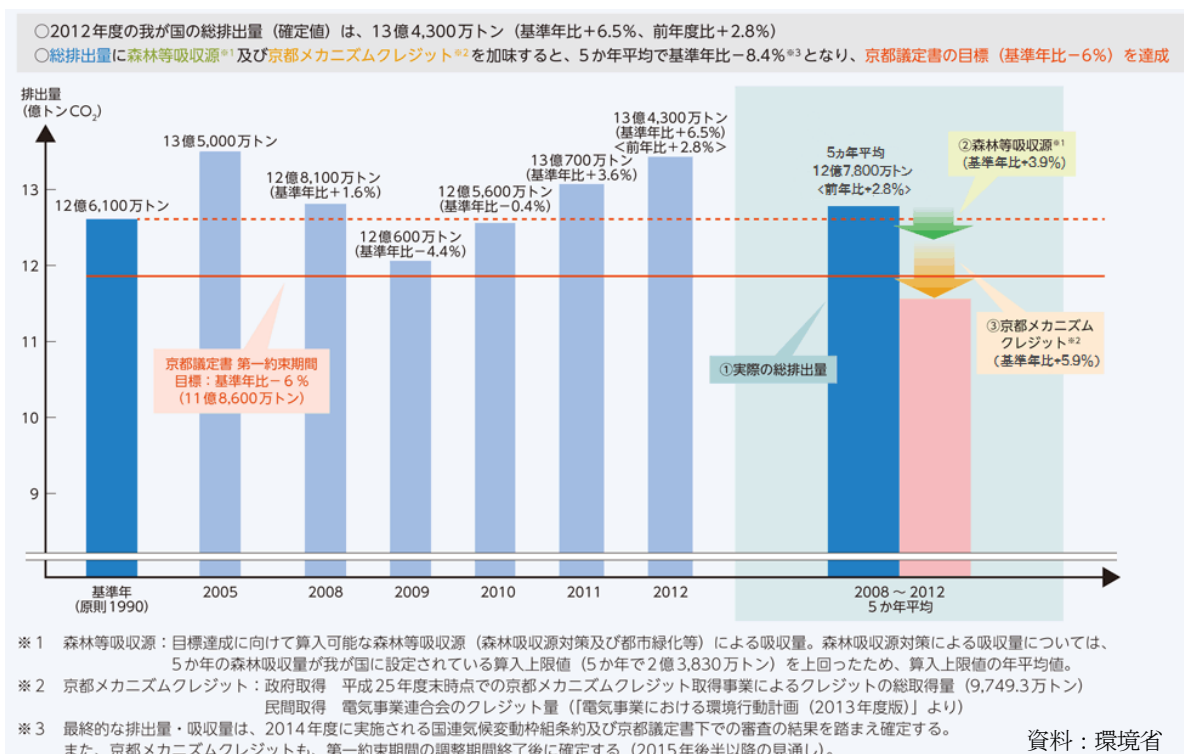


図 1-3 我が国の温室効果ガス排出量の推移と京都議定書の目標の達成状況

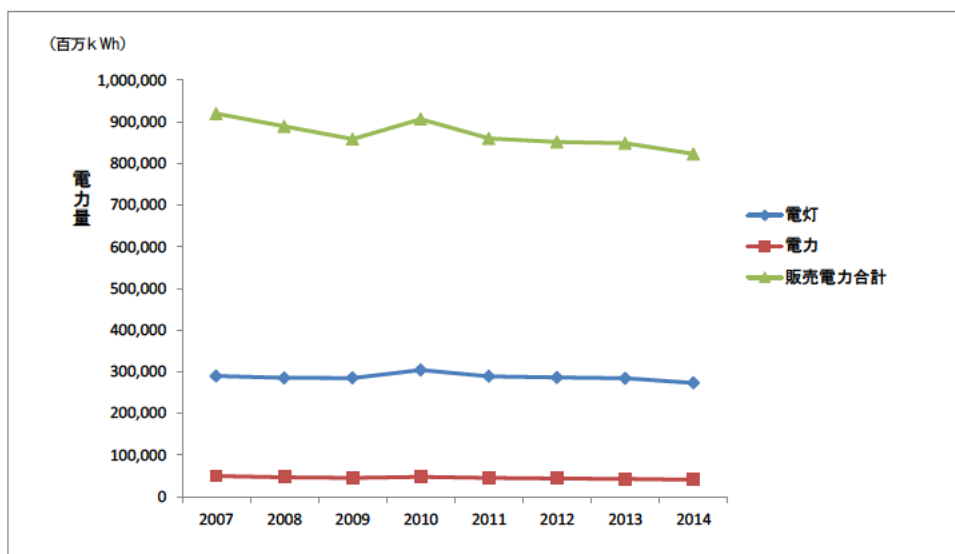
我が国は、2013（平成25）年のCOP19において、2020（平成32）年に向けた温室効果ガスの削減目標を2005年度比3.8%減とすることを国連気候変動枠組条約事務局に登録するとともに、さらなる技術革新、我が国の低炭素技術の世界への応用、途上国に対する支援を含む「Actions for Cool Earth（攻めの地球温暖化外交戦略）」に取り組むことを表明しました。

また、2014（平成26）年のCOP20において、「2050年までに世界全体で温室効果ガスの50%削減、先進国全体で80%削減」という目標を改めて掲げるとともに、我が国の技術を活用した世界全体での排出削減への貢献、途上国に対する支援等を進めていくことを表明しました。

なお、2015（平成27）年7月には、2030（平成42）年度に温室効果ガスを2013年度比26%削減するという約束草案を国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

東日本大震災後、我が国の最終エネルギー消費は減少しました。特に電力消費（10電力会社の電力需要実績）については、図1-4に示すように減少しています。その要因として2012（平成24）年7月に開始された固定価格買取制度による再生可能エネルギー、特に太陽光発電の急速な普及、一般家庭での電力供給不足への協力や電気料金上昇の家計への影響の緩和対策、さらに産業・業務部門での自家発電の増加などが考えられます。

温室効果ガスの排出量の観点からは、電力消費量の減少や再生可能エネルギーの普及は温室効果ガスの排出量の削減に寄与しますが、原子力発電による電力の供給がほとんどなくなったことにより電力供給は火力が主となり、発電による温室効果ガス排出係数^{*1}が増加しています。こうした状況の中で、本市において温室効果ガスの排出量を継続的に削減するためには、電気及び燃料使用量を削減するとともに、時代の要請に合った新たな施策の検討・推進が必要です。



資料：電気事業連合会

図1-4 電力需要実績の経年変化

*1 排出係数：単位活動量当たりの温室効果ガス排出量のこと。

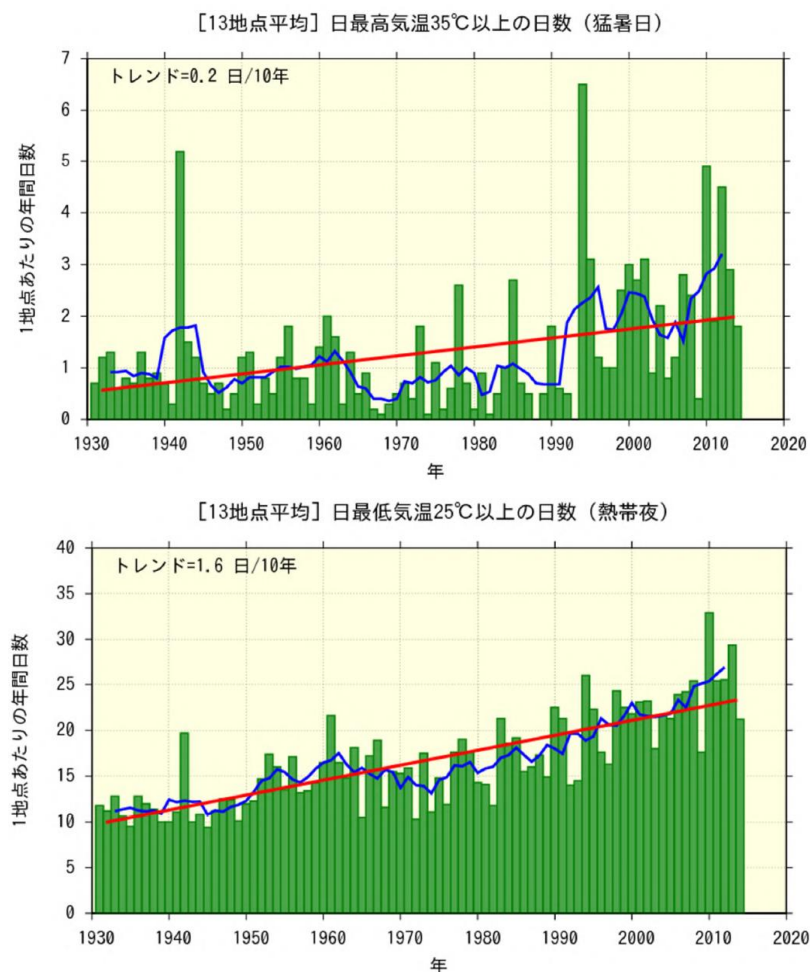
世界の平均気温は上昇傾向にあり、統計が開始された 1891（明治 24）年以降 100 年あたり 0.7°C の割合で上昇しており、2014（平成 26）年の年平均気温は統計開始以来、最も高い値となっています。また、世界全体の年平均海面水温についても、上昇率は 100 年あたり 0.5°C と長期的に上昇しており日本近海では 1.07°C の上昇となっています。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、2014 年 11 月に第五次評価報告書統合報告書を公表しました。その中で、1950（昭和 25）年以降、多くの極端な気象・気候現象の変化が観測され、その変化の中には人為的影響と関連付けられるものがあることを指摘しています。

今後は、熱波はより頻繁に発生し、より長く続き、極端な降水はより強く、より頻繁になる可能性が非常に高いことを示唆しています。

日本での年平均気温も長期的に上昇傾向にあり、100 年あたり 1.14°C の割合で上昇しており、これは世界平均の 0.7°C を上回るものです。また、冬日の日数は減少し、熱帯夜の日数、猛暑日の日数は増加傾向が明瞭に現れています。

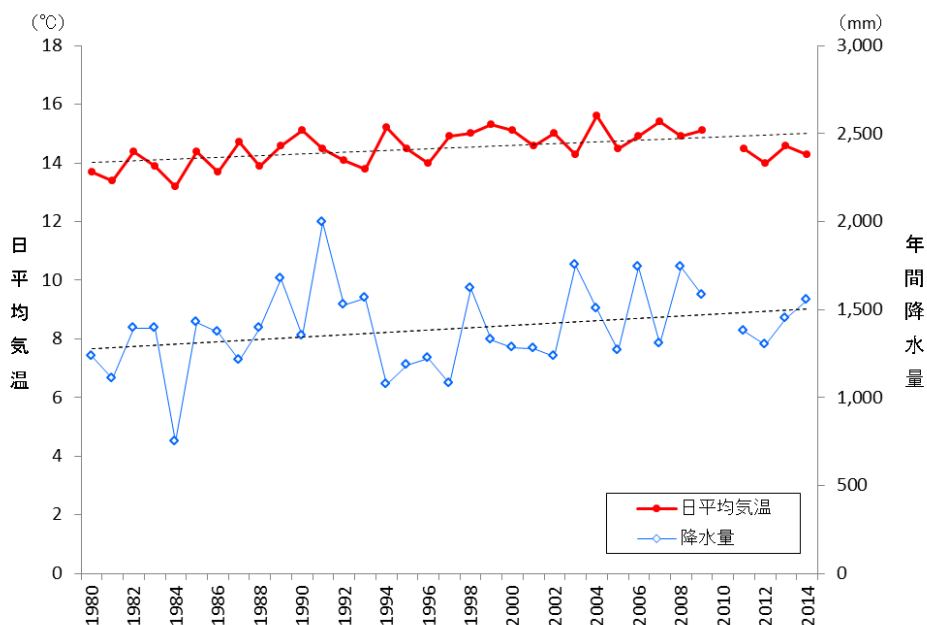
降水にも変化が現れており、弱い降水も含めた降水の日数（日降水量 1mm 以上）は減少している一方で、100mm 以上の大雨の日は増加傾向にあります。また、短時間で突発的な強雨（いわゆる「ゲリラ豪雨」）の頻度も増加しています。



注. 15地点は網走、根室、寿都、山形、石巻、伏木、飯田、銚子、境、浜田、彦根、宮崎、多度津、名瀬、石垣島
 ・棒グラフは各年の値、折れ線は5年移動平均
 資料：日本の気候変動とその影響（平成25年3月：環境省、文部科学省、気象庁）

図 1-5 日本における気温の変化

気象庁我孫子観測所において観測された過去 34 年間の日平均気温をみると、明らかな上昇傾向を示すとともに、年間降水量をみても上昇傾向で推移していることから、本市においても地球温暖化の影響がみられます。



注 1. 我孫子観測所の概要

緯度：北緯 35 度 51.8 分 経度：東経 140 度 06.6 分 標高：20m

2. 2010 年は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている
(資料不足値) ため、グラフ中に示していません。

資料：気象庁

図 1-6 我孫子市の日平均気温・年間降水量の変化

地球温暖化による影響は、すでに世界各地で現れはじめており、自然環境や人の暮らしにも重大な問題を引き起こしています。2014(平成26)年には、日本でも温暖化によりその生息域が広がっている「ヒトスジシマカ」の媒介によるデング熱の症例が約70年ぶりに報告されました。

《 健康リスクの増加 》

①感染症を媒介する生物の生息域の拡大

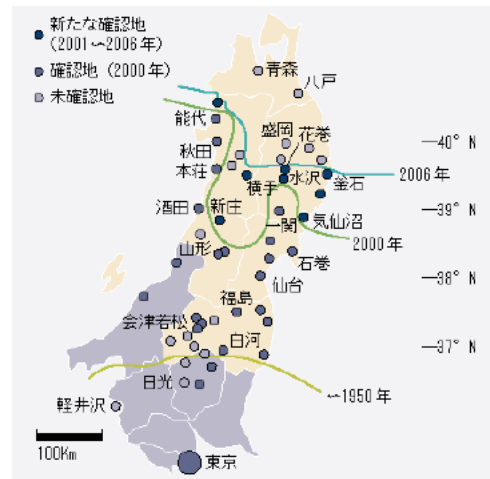
デング熱を媒介するヒトスジシマカの分布は、1950年以降、東北地方を徐々に北上していく傾向が見られます。ヒトスジシマカの分布域は、年平均気温が11℃以上の地域とされており、今後も温暖化が進行した場合、2100年までに北海道全域まで分布域が拡大すると予測されています。また、デング熱はヒトスジシマカ他、ネッタイシマカによっても媒介されます。ネッタイシマカの分布域は、1月の平均気温が10℃以上の地域とされており、今後も温暖化が進行した場合、2100年までに九州から千葉県南部まで太平洋側の地域まで分布域が拡大すると予測されています。

ヒトスジシマカやネッタイシマカの分布域の拡大が直ちにデング熱感染に結びつくものではありませんが、今後デング熱流行のリスクを持つ地域が拡大する可能性が考えられています。

②熱中症の増加

1995年以降、熱中症による死亡者数は増加傾向で推移しており、特に記録的な猛暑となった2010年には過去最多の死亡者数となりました。

熱中症は暑熱による直接的な影響の1つであり、気候変動との相関は強いと考えられています。



資料：環境省

図1-7 ヒトスジシマカの分布

今後、温暖化対策を十分に行わない場合、問題はさらに深刻化し、地球規模で重大な被害をもたらす危険性が指摘されています。

一方で、IPCC 第五次評価報告書では、今後数十年間に温室効果ガスの排出を大幅に削減していけば、気温上昇を2℃未満に抑えられるシナリオが提起されています。

我孫子市は、地球温暖化防止に向けて率先的に取り組むべく、市の事務・事業からの温室効果ガスの排出量の削減に向けて、これまでの「地球温暖化対策実行計画」を5年毎に策定し、実行してきました。同計画の達成状況は以下のとおりです。

表 1-1 我孫子市地球温暖化対策実行計画の達成状況

計 画	概 要	
第一次計画	計画期間	2001（平成 13）年度～2005（平成 17）年度
	目 標	基準年度 1999（平成 11）年度比 10%削減
	達成状況	2005（平成 17）年度において基準年度に対して 3%削減。 計画の目標は達成せず。
第二次計画	計画期間	2006（平成 18）年度～2010（平成 22）年度
	目 標	基準年度 2004（平成 16）年度比 7%削減
	達成状況	2010（平成 22）年度において基準年度に対して 10.1%削減。 計画の目標を達成。
第三次計画	計画期間	2011（平成 23）年度～2015（平成 27）年度
	目 標	基準年度 2009（平成 21）年度比 6%削減
	達成状況	2014（平成 26）年度現在、基準年度に対して 11.9%削減。 計画の目標を達成。

第三次計画では、温室効果ガスを 11.9%（平成 26 年度）と、目標の 6% を超え削減できました。

その要因としては、2011 年 3 月の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故による電力供給への不安から極端な電力消費の抑制を経験し、その後も節電努力を継続したこと、また、放射能汚染の影響から剪定枝木については、焼却処分をせず、チップ化を図ったことによるごみの焼却量の減少が挙げられます。さらに、LED や省エネ設備の導入を進めたことも電力消費量の削減につながりました。

このような事情を踏まえ、第三次計画の期間終了に伴い、今回新たに「第四次計画」を策定し、引き続き、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを推進します。

市の事務・事業からの温室効果ガス排出量の状況を以下に示します。区分別にはごみの焼却に伴うものが全体の約 70%を占めています。ガス別では二酸化炭素 (CO₂) がほとんどを占めています。

表 1-2 温室効果ガス排出量の状況 (第三次計画期間)

区 分	単位	第三次計画							対基準年 増減率 【B】-【A】 【A】	目標年 2015 (平成27) 年度
		基準年 2009 (平成21) 年度 【A】	2010 (平成22) 年度	2011 (平成23) 年度	2012 (平成24) 年度	2013 (平成25) 年度	2014 (平成26) 年度 【B】			
温室効果ガス総排出量	t-CO ₂	28,740	28,243	28,893	26,613	24,851	25,308	-11.9%	27,100 (-6%)	
電気、燃料、公用車の 使用に伴う温室効果ガス	t-CO ₂	8,645	8,930	8,036	8,162	7,768	7,503	-13.2%	8,212 (-5%)	
燃料の使用(施設)	t-CO ₂	1,435	1,571	1,366	1,475	1,409	1,379	-3.9%	1,363	
燃料の使用(自動車)	t-CO ₂	346	326	347	373	326	331	-4.3%	329	
電気の使用	t-CO ₂	6,851	7,020	6,310	6,302	6,019	5,781	-15.6%	6,508	
その他	t-CO ₂	13	13	12	12	13	13	-3.3%	12	
ごみの焼却	t-CO ₂	20,095	19,313	20,857	18,450	17,083	17,805	-11.4%	18,890 (-6%)	
対基準年増減量	t-CO ₂	—	-497	153	-2,127	-3,889	-3,432	—	—	

- 注 1. 表中の数値は第三次計画の基準年での排出係数を用いて算出しています。
 2. メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン (HFC) は二酸化炭素に換算して示しています。
 3. 端数処理の関係で合計が合わないことがあります。

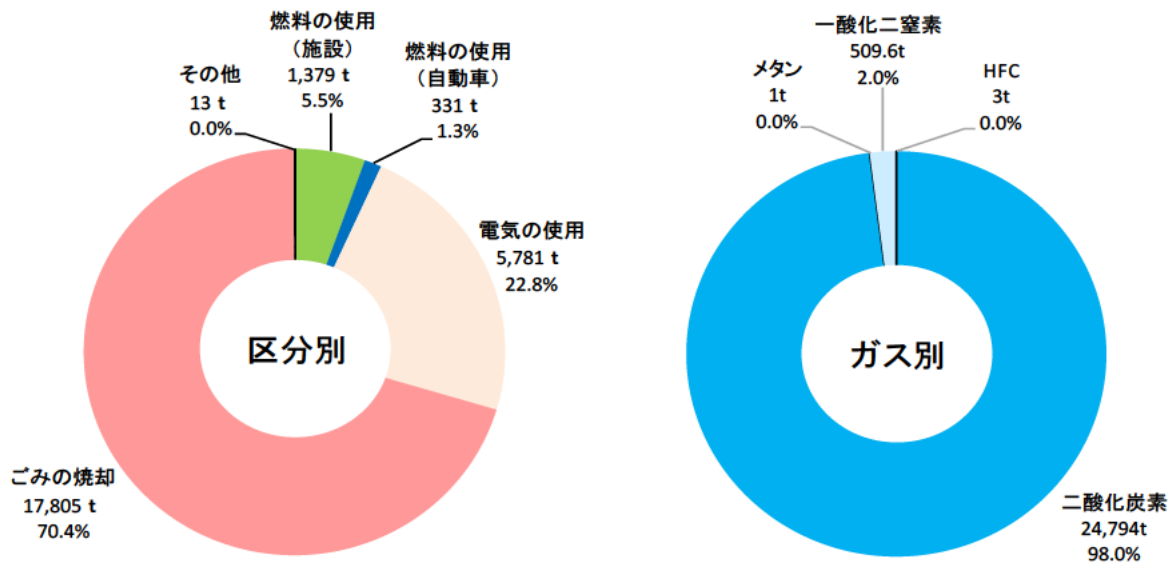


図 1-8 温室効果ガス排出量の状況 (平成 26 年度集計結果)

第2章 基本的事項

1 計画の位置づけ

「我孫子市地球温暖化対策実行計画」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の低減のための措置に関する計画です。

「我孫子市率先行動計画」は、「我孫子市環境基本計画」の付属方針として、市の事務・事業に伴う環境への負荷を低減するための計画です。

「あびこエコ・プロジェクト」は、これらの2つの計画からなり、市が率先して環境への負荷を低減するためのものです。また、市民や事業者の環境に配慮した行動を定めた「市民・事業者への環境配慮指針」の普及を推進するものです。

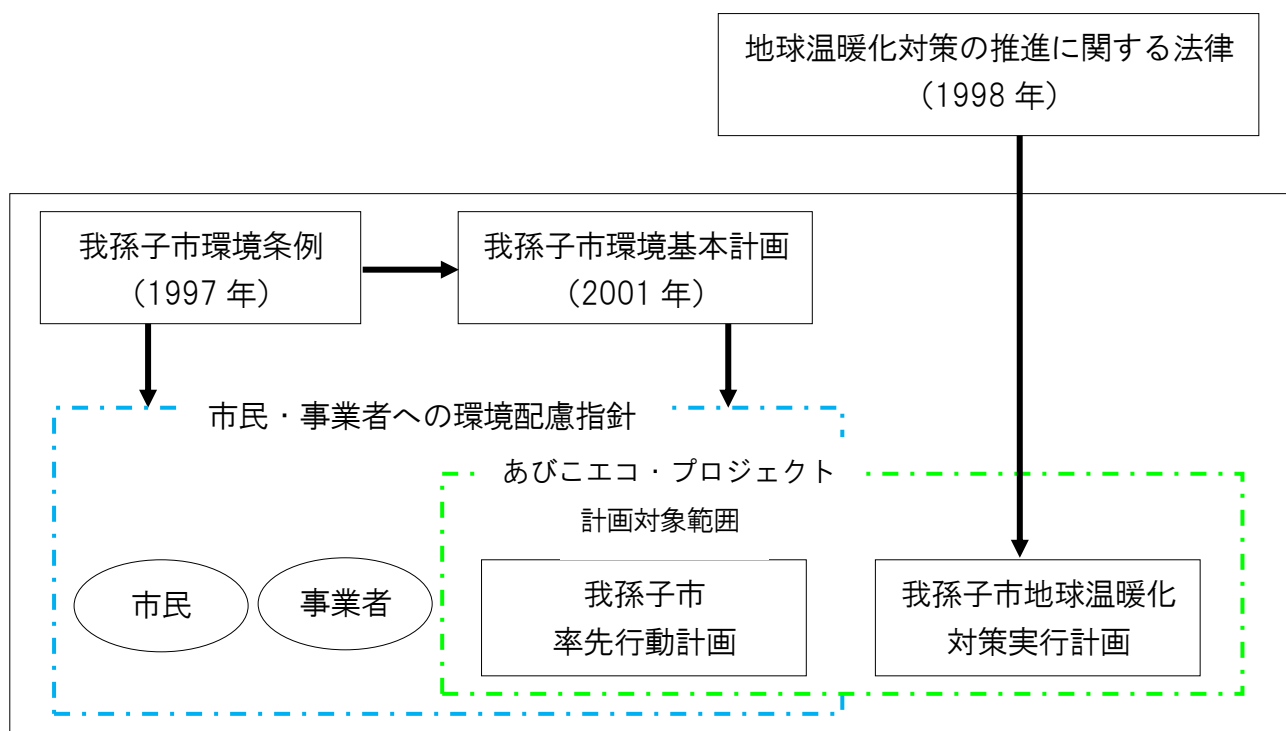


図2-1 計画の位置づけ

(1) 計画の目的

目的1. 市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減

「我孫子市地球温暖化対策実行計画」の推進

目的2. 市の事務・事業に伴う環境への負荷の低減

「我孫子市率先行動計画」の推進

目的3. 市民・事業者の環境に配慮した行動の促進

「市民・事業者への環境配慮指針」の普及

(2) 計画の役割

- ✿ 温室効果ガス排出量の現況を明らかにするとともに、削減目標を定めます。
- ✿ 温室効果ガス排出量の削減目標達成に必要な取り組みを示します。
- ✿ 市の事務・事業に伴い生じる環境への負荷要因を明らかにするとともに、達成目標を定めます。
- ✿ 環境への負荷を低減するための達成目標の実現に必要な取り組みを示します。
- ✿ 環境配慮指針の普及のための取り組みを示します。
- ✿ 環境配慮指針の普及によって得られる効果を示し啓発します。
- ✿ 計画を推進するための体制、進行管理の方法を示します。

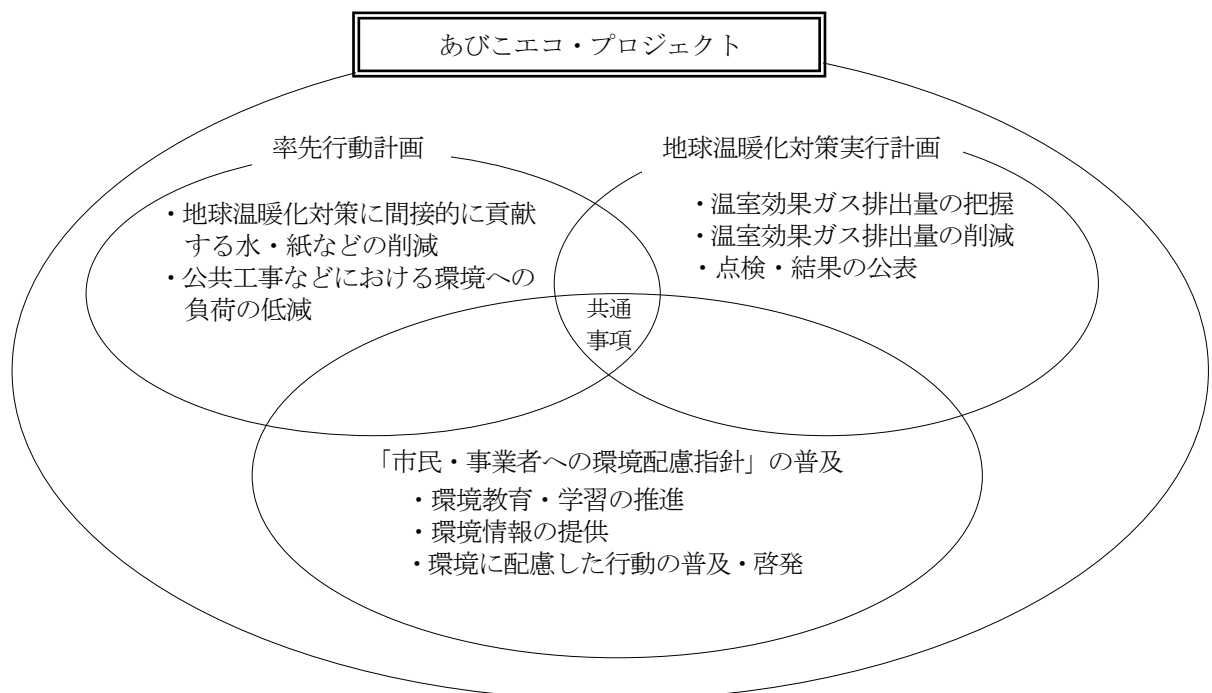


図 2-2 あびこエコ・プロジェクトのイメージ

(1) 対象とする事務及び事業の範囲

原則として市が直接実施する事務・事業とし、市役所庁舎における事務以外にも、廃棄物処理、水道事業、市立学校、市立保育園などを含みます。(資料編 P34～38 参照)

本計画の対象とする事務・事業の範囲は、原則として、地方自治法に定められた行政事務すべてとなります。

地方公共団体の事務・事業には、庁舎におけるもののみならず、廃棄物処理、水道事業、公立学校が実施するものも含みます。なお、本市以外の団体・組合等が行っている事務・事業に関しては、該当する団体が個別に地球温暖化対策実行計画を策定することとしています。

また、本計画では、市の職員が直接実施する事務・事業を対象としており、常勤・非常勤を問わず、すべての職員を対象とします。

ただし、民間事業者などに委託して行う事業（ごみの収集・運搬、指定管理者の導入による公共施設の管理運営など）は、原則として本計画の対象とはしませんが、本計画に定める取組事項の実施を要請します。

なお、所属の変更など組織に変更があった場合、現計画は現状のままとし、次期計画において対応するものとします。そのため、現計画では、以下のように対応するものとします。

表 2-1 組織変更の範囲と対応

変更の範囲	変更後の対応
所属の変更	新たな所属とともに個別に実績を把握し、基準年と比較する際に支障のないように配慮する。
施設の廃止	廃止年度の翌年から実績の把握を終了する。
施設の新設	基準年との比較ができないことから、現計画における排出量には含まない。しかし、新設後は個別に実績を把握し、次期計画における参考資料とする。

(2) 対象とする温室効果ガスの範囲

本計画が対象とする温室効果ガスの範囲は、以下の4種類とします。

- ①二酸化炭素 (CO₂)
- ②メタン (CH₄)
- ③一酸化二窒素 (N₂O)
- ④ハイドロフルオロカーボン(HFC)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスの総排出量の算定にあたり7種類の物質(下表の①～⑦)を温室効果ガスとして規定しています。

市の事務・事業から排出される温室効果ガスは①～④の4種類であるため、⑤～⑦については除外します。

表 2-2 温室効果ガスの種類

ガス種類	人為的な発生源		地球温暖化係数*
①二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。温室効果への寄与が最も大きい。	1
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。	
②メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。		25
③一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。		298
④ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。		1,430 等 (HFC-134a)
⑤パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。		7,390～17,340
⑥六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。		22,800
⑦三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。		17,200

※:地球温暖化係数:二酸化炭素の温室効果を1とした場合の温室効果の強さの倍数を示しています。

4 計画の期間

第四次計画の期間は、2016（平成 28）年度～2020（平成 32）年度の 5 年間とします。

5 計画の基準年

第四次計画の基準年は、2014（平成 26）年度とします。

6 計画の見直し

次期計画に相当する第五次計画については、2019（平成 31）年度までの温室効果ガス排出量の結果を踏まえ、2020（平成 32）年度に計画を策定し、2021（平成 33）年度より実施します。

第四次計画の最終的な評価は、計画期間の最終年度である 2020（平成 32）年度の結果を踏まえた上で、2021（平成 33）年度に実施します。

あびエコ・プロジェクト

4

1 温室効果ガス総排出量の削減

～ 地球温暖化対策実行計画の推進 ～

2 環境への負荷の低減

～ 環境保全のための率先行動計画の推進 ～

3 市民・事業者の環境に配慮した行動の促進

～ 「市民・事業者への環境配慮指針」の普及 ～

計画の目標体系

(1) 温室効果ガス総排出量の現状

本計画の基準年である 2014 (平成 26) 年度の温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素換算で 26,886 トンでした。

内訳をみると、電気の使用に伴う排出量が 7,343 トン、施設での燃料の使用に伴う排出量が 1,710 トン、HFC を含め自動車の使用に伴う排出量が 13 トン、ごみ焼却に伴う排出量が 17,820 トンなどでした。

表 3-1 市の温室効果ガス総排出量の現状 (2014 年度)

区分	項目	燃料使用	電気使用	自動車の走行	HFC	ごみの焼却	計	割合
		kg-CO ₂	kg-CO ₂	kg-CO ₂	kg-CO ₂	kg-CO ₂	kg-CO ₂	%
1	市役所庁舎	217,146	930,707	5,369	1,140	0	1,154,362	4.3%
1-1	本庁舎	107,700	434,301	1,110	267	0	543,378	2.0%
1-2	東別館	55,887	356,272	2,668	430	0	415,257	1.5%
1-3	西別館	40,907	34,184	1,152	343	0	76,586	0.3%
1-4	分館	12,653	105,950	439	100	0	119,142	0.4%
2	行政サービスセンター	5,480	27,705	0	0	0	33,185	0.1%
3	コミュニティ施設	94,971	323,981	0	0	0	418,952	1.6%
4	福祉施設	91,411	127,703	789	215	0	220,117	0.8%
5	保育園	82,303	100,594	0	0	0	182,897	0.7%
6	クリーンセンター	100,770	1,526,354	646	243	17,800,381	19,428,393	72.5%
7	消防本部	186,041	120,651	1,735	772	0	309,199	1.2%
8	水道局	60,395	2,077,422	215	43	0	2,138,075	8.0%
9	教育委員会	177,450	409,389	888	300	0	588,028	2.2%
10	学校	691,108	1,629,733	0	0	0	2,320,841	8.7%
市役所計		1,707,075	7,274,238	9,642	2,713	17,800,381	26,794,049	100%

注. 端数処理により、表中の合計は一致しない場合があります。

●排出係数及び地球温暖化係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に定められた基準年の数値を使用します。(資料編 p. 31~33 参照)

なお、電気の使用に伴う排出係数は、電気事業者(東京電力株式会社)の公表値を使用します。(資料編 p. 32 表 1 参照)

廃プラスチックの焼却量を算出する廃プラスチックの割合は、過去 3 年間の実績から 24.5%と固定します。廃プラスチックを含有していない剪定枝木、脱水ケーキなどは焼却量から除きます。

(2) 温室効果ガス総排出量の削減目標

2020（平成32）年度までに温室効果ガス総排出量を 基準年2014（平成26）年度比4%削減

地球温暖化防止に向けた市の取り組みは、第二次、第三次計画において連続で目標を達成できたことから、一定の成果を収めたものと評価できます。

本計画でも、この流れを変えることなく、各種の取り組みを進めていきます。

第三次計画では、東日本大震災後の徹底した取り組みにより、高い水準で目標を達成した反面、今後、これ以上の温室効果ガスの削減が難しいことを踏まえ、本計画では基準年2014（平成26）年度比4%削減することとしました。なお、この目標は国の2020（平成32）年度の削減目標とも整合しています。

表3-2 一律4%削減した場合の個別項目に係る削減目安

項目			目標	使用量			
				基準年(2014年度)		目標年(2020年度)	
				使用量または 焼却量	温室効果ガス 排出量	使用量または 焼却量 (参考値)	温室効果ガス 排出量
燃料 使用量	施設利用に 伴う燃料	灯油	33,843 L	1,378,956 kg-CO ₂	32,490 L	1,324,000 kg-CO ₂	
		A重油	33 L		32 L		
		LPガス	14,715 kg		14,130 kg		
		都市ガス	560,741 m ³		538,300 m ³		
	自動車利用 に伴う燃料	ガソリン	106,837 L	328,119 kg-CO ₂	102,600 L	315,000 kg-CO ₂	
		軽油	22,237 L		21,350 L		
		LPガス	7,629 kg	7,324 kg			
電気使用量			4%削減	13,699,130 kWh	7,274,238 kg-CO ₂	13,150,000 kWh	6,983,000 kg-CO ₂
一般廃棄物焼却量(全体)			4%削減	28,447 t	17,800,381 kg-CO ₂	27,310 t	17,090,000 kg-CO ₂
廃プラスチック焼却量				6,264 t	17,319,048 kg-CO ₂	6,013 t	16,630,000 kg-CO ₂

注. 目標年の数値は、有効数字4桁で丸めました

表 3-3 環境負荷低減のための達成目標・指標

活動区分		項目		目標	基準年 (2014年度)	目標年 (2020年度)
市の 事務 事業	自動車の利用	排気ガスによる 負荷の低減	低公害車割合	15ポイント増加	35%	50%
	施設の利用	ごみの減量・ リサイクルの推進	用紙購入量	3%削減	21,211,300枚	20,574,961枚
			1人あたり用紙購入量	3%削減	16,942枚	16,434枚
			廃棄物発生量※1	5%削減	6,261kg	5,948kg
		水の適正な利用	水道使用量	5%削減	222,763m ³	211,625m ³
自然エネルギー導入	自然エネルギー導入	自然エネルギー導入量※2	30kW増加	100kW	130kW	
自然の利用	緑の損失等による 影響の低減 (生き物との共存)	市内の緑の確保量	36ha増加	1,564ha	1,600ha	
		都市公園面積	9ha増加	149ha	158ha	

※1：廃棄物に関して目標を定めるのは市役所庁舎のみ

※2：自然エネルギーについては、基準年度を2015年度とします。

環境負荷低減のための達成目標は、直接温室効果ガス排出量の算定に反映されませんが、市の事務・事業によって生じる環境への負荷を可能な限り減らしていくために、設定するものです。

本市の活動は、「自動車の利用」「施設の利用」「工事の実施」「自然の利用」に大きく分けることができます。これらの活動によって、下の図3-1に示すような環境への負荷が生じるようになります。

それぞれの区分の活動によって生じる環境への負荷に対して、負荷量の低減に資する指標を抽出し、達成目標を設定することで、取り組みを推進します。

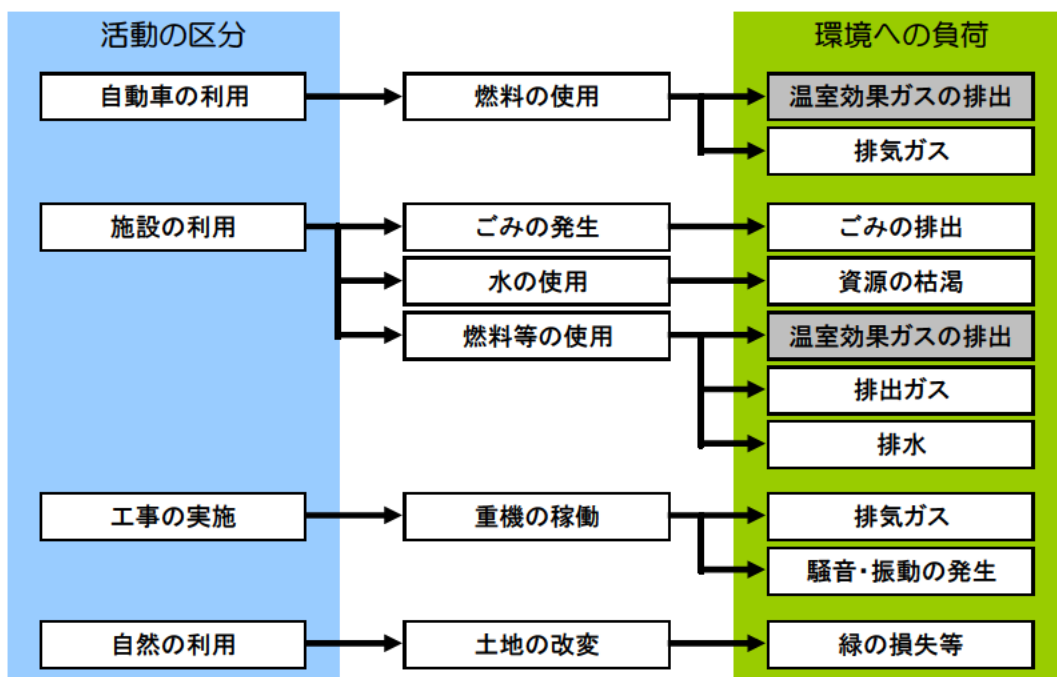


図 3-1 市の活動によって生じる環境への負荷

市では環境負荷低減のために、下表 3-4 にある助成制度を設けています。「市民・事業者への環境配慮指針」の普及状況は、この制度の活用状況ではかることとします。

●補助事業の交付状況

表3-4 「市民・事業者への環境配慮指針」の普及のための目標

項目		目標 (増加量)	基準年 (2014年度)	目標年 (2020年度)
生ごみ処理機	コンポスト容器 ぼかし容器	350基	11,567基	13,374基
	機械式生ごみ 処理機	100基	1,357基	
	計	450基	12,924基	
太陽光発電システム		500件	1,054件	1,554件
省エネルギーシステム※		100件	20件	120件
雨水貯留タンク		165基	438基	603基
高度処理型合併処理浄化槽		180基	685基	865基

注. 基準年、目標年に示す数値は、延べ数である。

※:省エネルギーシステム:家庭用燃料電池システム(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電池システム、太陽熱利用システム等

市の職員は、「市民・事業者への環境配慮指針」に定めた行動を進んで実践し、市民の模範となることによって、市民・事業者の環境に配慮した行動の促進を図ることが必要です。そのため、次の目標を設定します。

●市役所庁舎勤務の職員によるノーカーデー^{*2}実施率

2020(平成32)年度の実施率を **50%** とする

*2 ノーカーデー:マイカーで通勤している職員が月に2回公共交通機関等により通勤することを目標として実施

第4章 取り組み

1 温室効果ガス総排出量の削減(地球温暖化対策実行計画の推進)

本計画では、市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減や環境への負荷の低減を図るとともに、市民や事業者の環境に配慮した行動を促進します。

そのためには、職員一人ひとりが、自らが関わる事務・事業による環境影響に対する理解を深めるとともに、市の事務・事業に携わる職員として、さらには市民のひとりとして、環境に配慮した取り組みを積極的に進めることによって、環境への負荷を減らしていくことが必要です。

(1) エネルギー使用量の削減

取組の目標	具体的な取り組み
照明の適正な利用	<input type="checkbox"/> 昼休みの消灯 <input type="checkbox"/> 屋外からの採光に合わせた窓際の消灯 <input type="checkbox"/> 廊下やトイレ等の間引き点灯 <input type="checkbox"/> 使用していない部屋の消灯 <input type="checkbox"/> トイレの非使用時の消灯 <input type="checkbox"/> 残業時必要な範囲のみ点灯
空調の適正な利用	<input type="checkbox"/> 冷房の設定温度28℃ <input type="checkbox"/> 暖房の設定温度20℃ <input type="checkbox"/> エコルック（ウォームビズ・クールビズ）の推進 <input type="checkbox"/> 春や秋には自然外気の取り入れ（外気による温度調整） <input type="checkbox"/> 使用していない部屋の空調停止 <input type="checkbox"/> 冷暖房時に窓・扉を閉める <input type="checkbox"/> ブラインド・カーテンの有効活用 <input type="checkbox"/> 緑のカーテンの推進
OA機器の適正な利用	<input type="checkbox"/> PC非使用時の電源OFF <input type="checkbox"/> OA機器の節電設定 <input type="checkbox"/> コピー機省電力モードの利用
施設の適正管理	<input type="checkbox"/> 照明器具の定期的な清掃と交換 <input type="checkbox"/> 反射板照明の導入 <input type="checkbox"/> 空調機のフィルターの定期的な清掃と交換 <input type="checkbox"/> 熱源機器（ボイラー等）の定期的な点検 <input type="checkbox"/> 熱源機器の低負荷運転の実施 <input type="checkbox"/> 空調の使用時期と時間の調整 <input type="checkbox"/> 夜間外灯照明の減灯
省エネルギー設備の導入	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型照明（LEDや高周波点灯形蛍光灯など）への転換 <input type="checkbox"/> 省エネルギー設備の導入 <input type="checkbox"/> 省エネルギー型のOA機器の導入 <input type="checkbox"/> 経年変化等により効率が低下したポンプの更新 <input type="checkbox"/> エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新
その他の取り組み	<input type="checkbox"/> 階段利用 <input type="checkbox"/> 待機電力の削減（コンセントを抜くなど） <input type="checkbox"/> ノー残業デーの徹底

(2) 自動車による負荷の低減

取組の目標	具体的な取り組み
自動車の適正利用	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 低公害車の導入 ハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車、低燃費車など (九都県市指定低公害車*3に基づく) <input type="checkbox"/> 公用車の利用台数を調査し、車両台数を削減 <input type="checkbox"/> 出張時等の相乗りの励行 <input type="checkbox"/> 出張時等の公共交通機関の利用推進 <input type="checkbox"/> タイヤ空気圧等の定期的な点検・整備 <input type="checkbox"/> アイドリングストップなどエコドライブの推進 <input type="checkbox"/> 公用車は、低公害車・低燃費車を優先的に利用 <input type="checkbox"/> 公用自転車の利用の推進

*3 九都県市指定低公害車：九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が環境への負荷が少ない低公害車を広く普及し、自動車メーカー等による低公害車の開発を促進するため、平成8年3月に発足した低公害車指定制度によって指定された低公害車

《エコドライブ10のすすめ》 (エエふうけいに、あいたいね。)

エコドライブは、自動車の運転に起因して排出される大気汚染物質や温室効果ガスの削減、さらに燃費向上や交通安全にもつながるなど、すぐれた自動車の運転方法です。

エコドライブ10のすすめを実践することは、大気環境改善と地球温暖化防止につながります。



エンジブレーキを使いましょう。
「停止位置を予測して、
早めのアクセルオフ」

アクセルから足を離すと燃料がカットされ、燃料の消費を抑えることができます。先の交通状況を見て停止する位置がわかったらアクセルから足を離して、エンジブレーキで減速しましょう。日頃から自分の車のエンジブレーキの利き具合を把握しておく事も大切です。



エアコンの使用は控えめに。
「エアコンの温度設定はこまめに調節」

エアコンの使用は多くの燃料を消費します。設定温度が外気と同じであっても、スイッチがONになっていると燃料を使いますので、気候の良い時には窓を開けて外気を入れるなどの工夫をしましょう。



ふんわりアクセル e スタート。
「発進は一呼吸おいて徐々にアクセル」

発進時はもっとも多くの燃料を消費します。発進する時は、ブレーキから足を離したら、一呼吸おくつもりで、ゆっくりアクセルに足を乗せます。アクセルは徐々に踏み込み、なめらかに加速しましょう。



運転は加減速を少なく。
「車間距離にゆとりをもって、
加減速の少ない運転をしましょう」

加減速の繰り返しは燃費消費を増加させます。できるだけアクセルの踏み具合を一定に保つ走行をこころがけましょう。先の信号や前の車の動き、駐車車両や工事箇所の有無など、道路状況をよく見て早めに対処しましょう。



計画的なドライブを。
「出かける前に渋滞等の情報をチェック
しましょう」

余計な距離を走らないために目的地までの経路を確認してから出かけましょう。燃費を悪化させないために、渋滞情報もチェックしてから出かけましょう。



荷物は必要なモノだけを。
「不要な荷物を積まないようにしましょう」

車が重くなると、加速時にかかる抵抗が大きくなるなど、燃料消費が多くなる原因となります。ゴルフバッグやキャンプ用品などは、必要な時以外は車から降ろすように心がけましょう。



アイドリング・ストップ。
「無用なアイドリングをやめましょう」

停止していてもエンジンをかけていれば、燃料は消費されます。ある程度の時間停止する事がわかっている時や、発進のタイミングがわかりやすい場所ではアイドリング・ストップをしましょう。



違法駐車はやめましょう。
「渋滞を招くので、違法駐車はやめましょう」

交通の妨げになる場所での駐車は交通渋滞をもたらす余分な排出ガスを出させる原因となります。マナーを守り、地球環境を守りましょう。



タイヤの空気圧をチェック。
「タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な
点検・整備を実施しましょう」

タイヤの空気圧が不足すると、より多くの燃料を消費します。タイヤの空気は時間が経つと自然に抜けていきます。見た目ではわかりにくいので、ガソリンスタンドなどで、定期的にチェックする習慣をつけましょう。




燃費を把握しよう。
「燃費を把握することを習慣にしましょう」

日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。車に装着されている燃費計や燃費が記録できるウェブサイト・アプリケーション等のエコドライブ支援機能を利用しましょう。

資料：九都県市あおぞらネットワーク

(1) ごみの減量・リサイクルの推進

取組の目標	具体的な取り組み	
廃棄物の減量、 リサイクルの推進	<input type="checkbox"/> 分別の徹底 <input type="checkbox"/> ごみ箱の数の適正化 <input type="checkbox"/> トナーカートリッジは再生利用 <input type="checkbox"/> 資料配布時の封筒の使用を廃止 <input type="checkbox"/> 備品・事務用品は、修繕等により長期利用 <input type="checkbox"/> 物品の再使用の促進（ファイル・封筒など） <input type="checkbox"/> 廃食用油石けんの積極的な採用 <input type="checkbox"/> マイ箸使用の推進	
用紙の使用量を削減	<input type="checkbox"/> 両面印刷・集約印刷の励行 <input type="checkbox"/> 必要部数を確認し、印刷枚数を削減 <input type="checkbox"/> PC画面での確認の励行 <input type="checkbox"/> 庁内の事務連絡には電子メールを使用 <input type="checkbox"/> ミスコピーや不要になった片面印刷物の再利用	
グリーン購入の推進	紙類	<input type="checkbox"/> コピー用紙は総合評価値*4 80ポイント以上で、可能な限り古紙配合率が高いものを購入 <input type="checkbox"/> トイレットペーパーは古紙パルプ配合率100%の物を採用
	印刷物	<input type="checkbox"/> 総合評価値が80ポイント以上の用紙を使用 <input type="checkbox"/> 表面加工は避けるなど、リサイクルしやすい印刷発注 <input type="checkbox"/> 植物油インキなど環境に配慮したインキを使用 <input type="checkbox"/> リサイクル適正を表示
	 <p>リサイクル適正表示の例</p>	
	文具類	<input type="checkbox"/> 詰め替え可能な製品、再生素材で作られた製品を購入
	作業服	<input type="checkbox"/> 再生PET樹脂由来の繊維を使用した製品を採用
その他	<input type="checkbox"/> 物品の計画的な購入、共同利用の検討 <input type="checkbox"/> 国の調達方針やグリーン購入取組ガイドラインに適合した製品、エコマーク・グリーンマークなど環境ラベリング製品の購入	

*4 総合評価値：基本項目（古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他持続可能性を目指したパルプ利用割合）及び加点項目（白色度・坪量・塗工量）の評価値から算出されます。

総合評価値の表示例：

総合評価値	80	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙パルプ配合率 10% ▲ ・森林認証材パルプ利用割合 10% ▲ ・間伐材パルプ利用割合 10% ▲ ・その他の持続可能性を 目指したパルプ利用割合 10% ▲ ・白色度 10% ▲ ・坪量 10pt ▲
【詳細先】 http://www.xxx-paper.co.jp/hyosaku		

(2) 水の適正な利用

取組の目標	具体的な取り組み
節水の推進	<input type="checkbox"/> 水を無駄に流さないなど、日常的な節水の励行 <input type="checkbox"/> 公用車洗車時はため洗いを励行 <input type="checkbox"/> 給水設備の定期的な点検 <input type="checkbox"/> トイレ等は節水型製品を導入 <input type="checkbox"/> 流水音発生装置の導入

(3) 公共施設整備における負荷の低減

取組の目標	具体的な取り組み
法的遵守の徹底	<input type="checkbox"/> 施設の管理にあたり、法律、条例その他地域との協定などの遵守
環境への負荷の少ない工事	<input type="checkbox"/> 低公害型の工法や建設機械の採用 <input type="checkbox"/> 副産物 ^{*5} の有効利用 <input type="checkbox"/> 副産物の少ない資材の採用
省エネルギー・自然エネルギー設備の導入	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の照明・空調の導入 <input type="checkbox"/> 太陽光発電など自然エネルギー利用設備の導入 <input type="checkbox"/> 断熱性の高い施設の整備
水利用の合理化	<input type="checkbox"/> トイレ用水や散水用水等への施設内の水の再利用・循環利用を推進 <input type="checkbox"/> 雨水貯留槽等の設置によるトイレ用水や散水用水への雨水利用推進 <input type="checkbox"/> 節水型製品の導入 <input type="checkbox"/> 雨水浸透柵や透水性舗装など、雨水の地下浸透の推進

(4) 緑の損失などによる影響の低減（生き物との共存）

取組の目標	具体的な取り組み
敷地内の緑地の適正管理	<input type="checkbox"/> 化学肥料・薬剤等の適正使用
敷地内の緑化	<input type="checkbox"/> 地域特性に配慮した樹木の選定 <input type="checkbox"/> 屋上緑化の導入

参考：環境ラベルの例



エコマーク
(環境保全商品)



グリーンマーク
(古紙原料製品)



省エネラベリング制度
マーク (2種)



植物油インキ
マーク



PETボトル
再利用品
ペットボトル
リサイクル推奨マーク

*5 副産物：建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源と廃棄物を含んだものです。

(1) 環境教育・学習の推進

取組の目標	具体的な取り組み
環境教育・学習の推進	<input type="checkbox"/> 市民環境講座の開催 <input type="checkbox"/> 環境学習の場の提供 <input type="checkbox"/> 自然観察の場の提供

(2) 環境情報の提供

取組の目標	具体的な取り組み
環境情報の提供	<input type="checkbox"/> 市域の環境情報等を広報・ホームページに掲載 <input type="checkbox"/> あびこエコ・プロジェクトの点検・評価報告書を公表

(3) 環境に配慮した行動の普及・啓発

取組の目標	具体的な取り組み
環境に配慮した行動の普及・啓発	<input type="checkbox"/> 「市民・事業者への環境配慮指針」の実践と普及 <input type="checkbox"/> 市民団体との連携による普及啓発活動の実施 <input type="checkbox"/> 環境に配慮した行動例の広報・ホームページへの掲載 <input type="checkbox"/> 自然エネルギー導入や省エネルギー、その他環境保全活動に係る補助制度等の紹介 <input type="checkbox"/> 緑のカーテンの推進 <input type="checkbox"/> 毎月2回のノーカーデーの実施 <input type="checkbox"/> 公共交通機関、自転車、徒歩による通勤の推進

《公共施設における太陽光発電設備の導入》

本市のように晴天率が高く、太陽エネルギーの豊かな地域では、太陽光発電設備の導入推進が期待されます。

例えば10kWの太陽光発電システムを設置した場合、全国平均で年間約10,000kWh(我孫子市では、約11,000kWh)の発電量が期待でき、これは原油消費削減量としては年間約2,270ℓ、CO₂排出削減量としては年間5.04t-CO₂となります。

本市では「我孫子市の公共施設における太陽光発電設備の導入の推進に関する基本方針」に基づき、市内の公共施設への太陽光発電設備の積極的かつ効果的な導入の推進を図るとともに、市民や事業者への太陽光発電への理解に向けた啓発等を進めています。

太陽光発電設備の導入は、温室効果ガス総排出量の削減や環境負荷の低減に役立ちます。また、災害時対応の視点からも、避難所等への電源確保の上で有効と考えられます。

表 4-1 市内の公共施設への太陽光発電設備の導入状況

施設名称	PV ^{*1} 出力(kW)	蓄電池容量(kW)	活用財源
生涯学習センターアビスタ	10	なし	GND ^{*2}
我孫子第三小学校	10	なし	SND ^{*3}
我孫子第四小学校	10	なし	SND
ふれあい工房	10	なし	国庫補助
ふさの風(近隣センター)	10	なし	市単費
根戸小学校	10	15	GND
我孫子第二小学校	10	15	GND
新木小学校	10	15	GND
我孫子市役所本庁舎	20	30	GND

※1 PV：太陽光発電

※2 GND：グリーンニューディール基金補助金

※3 SND：スクールニューディール基金補助金

さらに、市と市民との間で、協働で自然エネルギーの普及を進めていきます。

そのため、「自然エネルギーをすすめる我孫子の会」を設立し、自然エネルギーを活用し、地球温暖化防止へ寄与し、我孫子市民誰もが参加できる発電事業を検討しています。

自然エネルギーをすすめる我孫子の会の発電事業の目的は次のとおりです。

- 自然エネルギーの活用で地球温暖化防止へ寄与する
- 我孫子市民誰もが参加できる、発電事業を構築し、エネルギーの地産地消をすすめる

第5章 計画の推進

1 推進体制

計画の実効性の確保には、策定した計画を実行することはもとより、進捗状況を点検・評価し、必要に応じた計画の見直しを行うことが必要です。

本計画では、このような計画の策定(Plan)、計画の実行(Do)、計画の点検・評価(Check)、計画の見直し(Action)を行う一連のサイクル(いわゆるPDCAサイクル)を繰り返すことにより、計画の改善を図りながら、目標の達成をめざして、計画を推進していきます。

(1) 全庁体制

本計画の目的は、市のすべての事務・事業から排出される温室効果ガスの抑制と環境への負荷の低減、「市民・事業者への環境配慮指針」の普及です。したがって、市役所全体として取り組みを進める必要があることから、次の体制で計画を推進します。

計画の推進体制は、市長を本部長、副市長を副本部長とした「あびこエコ・プロジェクト推進本部」を計画の推進、進行管理の中心とします。また、庁議構成員を推進本部員とし、管轄する施設での取組を管理・監督します。その下に計画の推進・進行管理や点検・評価、見直しを行う「あびこエコ・プロジェクト推進責任者」を設置します。

特に省エネルギーについては、市長をエネルギー管理責任者、副市長をエネルギー管理副責任者、庁議構成員をエネルギー監視員として、取り組みを推進する体制とします。各部局ごとでは、市長部局は総務部長、教育委員会部局は教育総務部長、水道局は水道事業管理者が、エネルギー管理統括者としてそれぞれ省エネルギー設備の導入などを統括的に推進します。

なお、「あびこエコ・プロジェクト推進本部」の事務局は、地球温暖化対策を担当する手賀沼課に置くものとし、エネルギーを総括的に管理する担当課である施設管理課・教育委員会総務課・水道局工務課と、ごみ減量・リサイクルの推進を担当するクリーンセンターと連携して推進します。

(2) 組織体制

本計画では、それぞれの部署・施設等が自らの部門の特性に応じた取組を推進する必要があります。したがって、各部署・施設等においても、次に示す役割分担により、計画を推進します。

- ① あびこエコ・プロジェクト推進本部員（エネルギー監視員）
 - ・「あびこエコ・プロジェクト推進責任者」を通じて、管轄する施設の管理、監督、指導を行います。
 - ・「あびこエコ・プロジェクト推進本部」本部員として、計画の推進等を統括します。
- ② あびこエコ・プロジェクト推進責任者
 - ・各課長は「あびこエコ・プロジェクト推進責任者」として、自らの課の計画の推進を統括します。
 - ・取組の実施状況や目標の達成状況が低い場合は、改善プランを作成し「あびこエコ・プロジェクト推進本部」に報告します。
- ③ あびこエコ・プロジェクト推進担当者
 - ・「あびこエコ・プロジェクト推進担当者」として指名されたものは、自らの課等の計画を率先して推進します。
 - ・自らの課等に対して計画を周知し、所属する職員への取組を促進します。
 - ・自らの課等の取組状況を把握します。
 - ・自らの課等の計画の点検を行います。
- ④ 職員
 - 各職員は、計画の意義と内容を十分に理解し、自ら積極的に取り組みます。

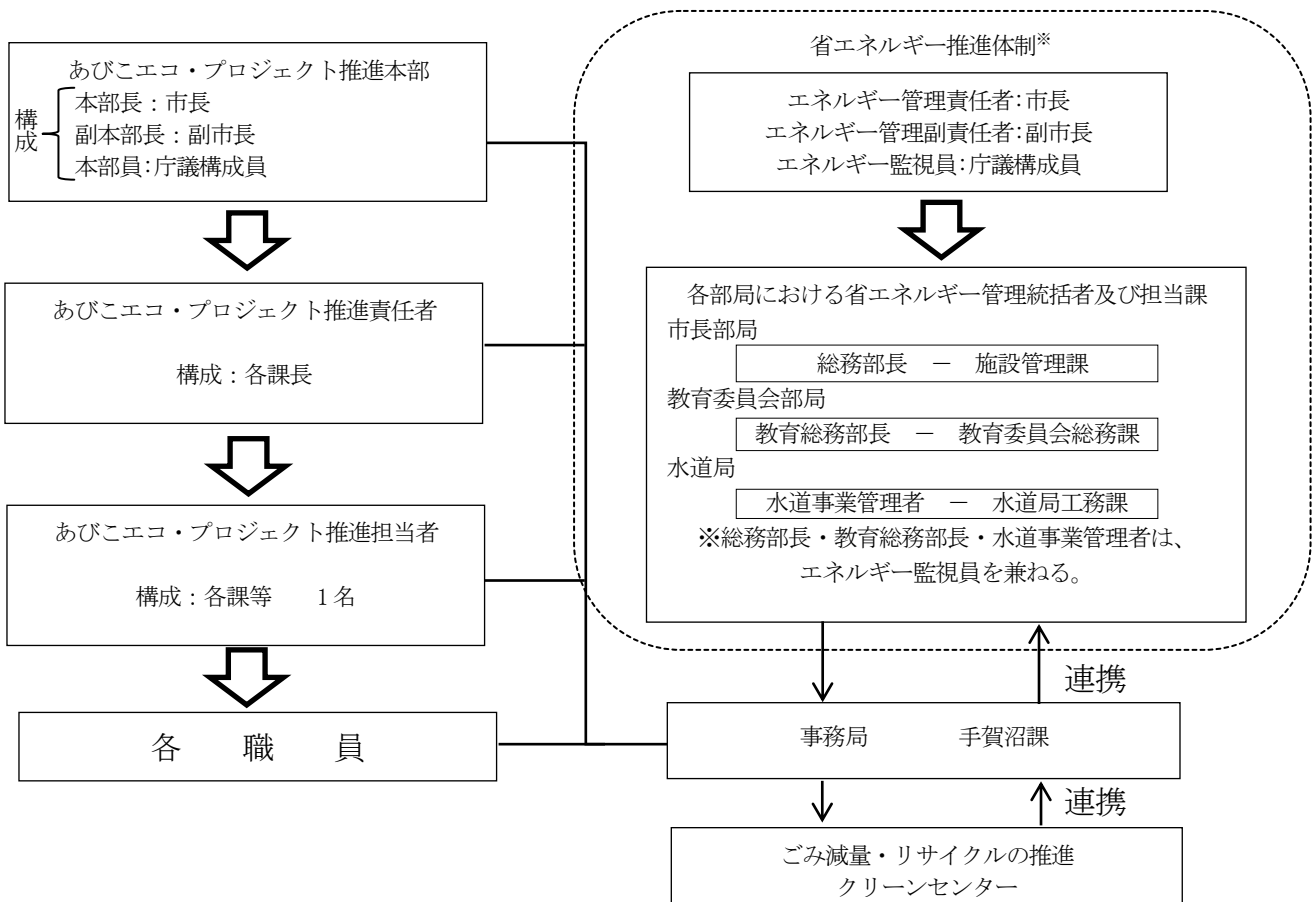


図 5-1 推進体制

※ 省エネルギー推進体制：省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に対応するため、省エネルギー設備の導入やエネルギー使用状況の管理に関して特に取り組みを進める体制として位置づけています。

2

研修

計画の確実な実行のためには、すべての職員が本計画の内容をよく理解し、地球温暖化問題や環境への負荷の低減に対する取り組みの重要性と本計画の意義を十分に理解した上で計画を推進していく必要があります。したがって、計画の内容を職員に広く周知するとともに、研修等を行うことによって職員の意識の向上と取り組みの促進を図ります。

- 職員に対して、「あびこエコ・プロジェクト」や「市民・事業者への環境配慮指針」に関する研修会を実施し、計画の周知と行動の着実な実施を図ります。
- 職員に対して、環境に関する研修を実施するとともに、シンポジウムや講演会への職員の参加を進めることで、環境保全への理解と意識の高揚に努め、取り組みの促進を図ります。
- 事務局は、適宜情報提供を行い、各課での日常的な取り組みの促進を図ります。

3

進行管理

計画の進捗状況を把握し、計画をより実効性のあるものとするためには、点検・評価が重要な役割を担います。各所属の取組状況や目標の達成状況については、報告書としてとりまとめ、広報・ホームページなどで公表します。

(1) 計画の点検・評価

- 「あびこエコ・プロジェクト推進本部」は、次の①～③について、「あびこエコ・プロジェクト<温室効果ガス排出量等調査結果>報告書」として、年度ごとにとりまとめます。
 - ①温室効果ガス排出量の状況
 - ②環境負荷低減のための目標の達成状況
 - ③「市民・事業者への環境配慮指針」の普及のための目標の達成状況
- 「あびこエコ・プロジェクト推進本部」は、各課の計画の取り組み状況について点検・指導を行い、結果をとりまとめます。

(2) 計画及び点検・評価結果の公表

- 「あびこエコ・プロジェクト推進本部」は、計画を策定又は改定について随時、広報・ホームページなどにより公表します。
- 「あびこエコ・プロジェクト推進本部」は、「あびこエコ・プロジェクト<温室効果ガス排出量等調査結果>報告書」及び点検・指導結果について、広報・ホームページなどにより公表します。
- 取り組み状況や目標達成状況を公表することによって、市民や事業者の環境行動の促進を図ります。

1 関係法令

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、最終改正平成26年法律第42号）（要約）

（市の義務）

都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。

（目的）

地球温暖化対策計画を策定すると共に、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制などを促進するための措置を講ずることなどにより、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するため。

（策定すべき計画内容・報告すべき内容など）

地方公共団体実行計画：計画の内容及び計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表しなくてはならない。

計画期間＝5年間が適当

計画に必要な項目

- ① 計画の目的、期間等の基本的事項
- ② 温室効果ガスの総排出量の把握
- ③ 実行計画に定めるべき措置の内容
- ④ 措置の目標、温室効果ガスの総排出に関する数値的な目標

※①～④に加え、推進・点検体制、計画の点検、評価、公表等の手続きを盛り込むこと

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号、最終改正平成27年法律第53号）（要約）

（市の義務）

平成20年5月改正により、これまでの工場・事業場ごとのエネルギー管理から、企業全体での管理に変わる。従って、市役所全体（教育委員会・水道局は別途）の年間のエネルギー使用量を原油換算値で国へ届け出て（毎年度5月末まで）、特定事業者の指定を受けなければならない。

（目的）

内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場・事業場等についてのエネルギー使用の合理化に関する所要の措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること。

（策定すべき計画内容・報国すべき内容等）

中長期計画書及び定期報告書：毎年度7月末日までに経済産業局・事業の所管省庁（環境大臣・経済産業大臣）へ提出

計画内容：事業者単位による。エネルギー使用の合理化に関する計画を記入することが求められる。

報告内容

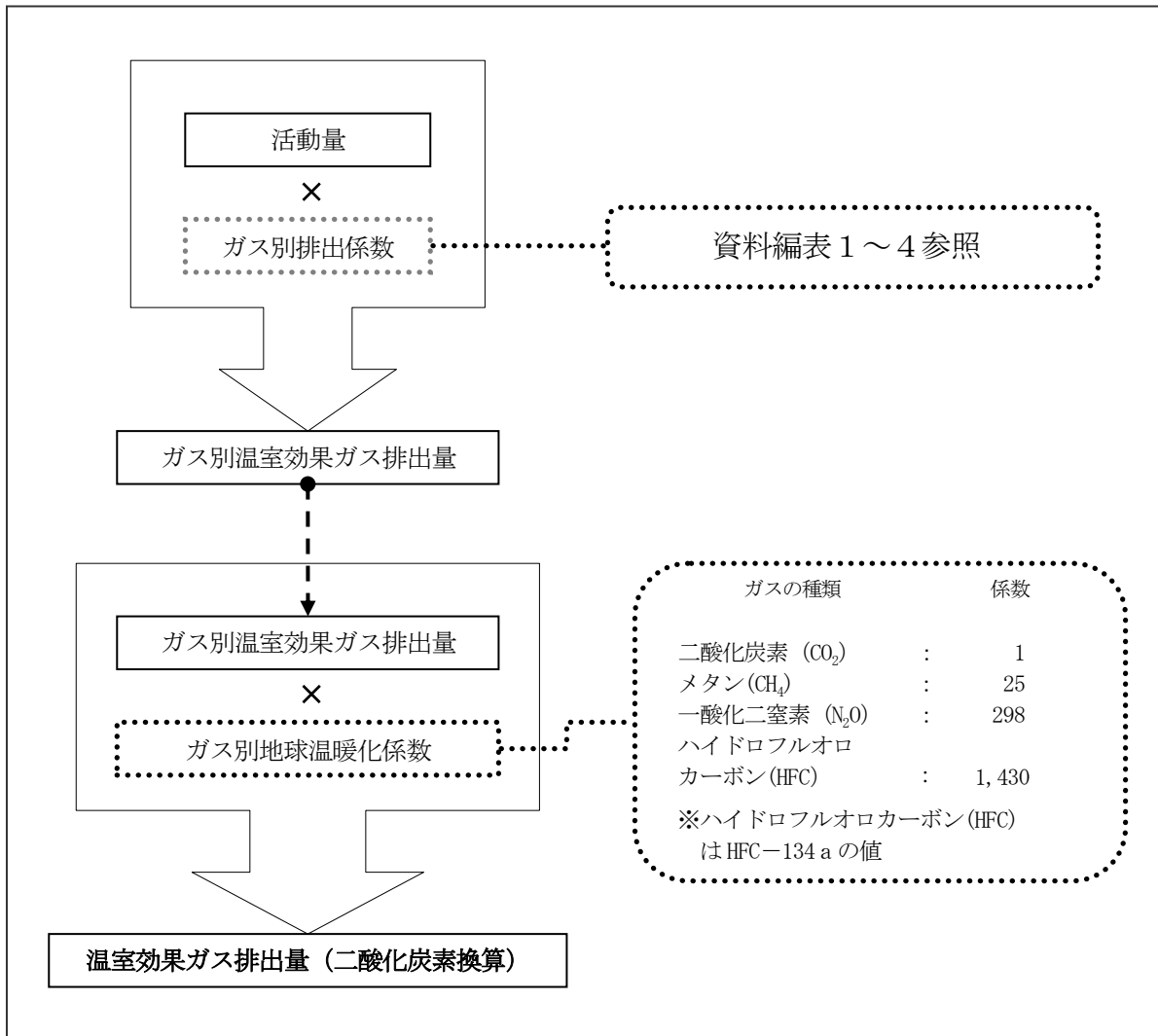
- ① エネルギー使用量
- ② エネルギー使用に係る原単位等・過去5年間のエネルギー使用に係る原単位の変化状況
- ③ 年平均1%以上改善または、前年に比べ改善できなかった場合の理由書
- ④ 事業者のエネルギー使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況 等

2

温室効果ガス総排出量の算出方法

活動量（電気使用量、自動車の走行量など）ごとのガス別温室効果ガス排出量は、活動量にガス別排出係数を乗じることにより算出します。

温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）は、ガス別温室効果ガス排出量にガス別地球温暖化係数を乗じることにより算出します。



資料編図1 温室効果ガス排出量算定フロー

資料編表1 二酸化炭素 (CO₂) の排出係数

調査項目		活動量の単位	ガス別排出係数
燃料使用量	ガソリン	L	2.32 kg-CO ₂ /L
	灯油	L	2.49 kg-CO ₂ /L
	軽油	L	2.58 kg-CO ₂ /L
	A重油	L	2.71 kg-CO ₂ /L
	液化石油ガス (LPG) [プロパンガス]	kg	3.00 kg-CO ₂ /kg
	都市ガス	m ³	2.23 kg-CO ₂ /m ³
電気使用量		kWh	0.531 kg-CO ₂ /kWh
廃プラスチック焼却量		t	2,765 kg-CO ₂ /t

資料編表2 ハイドロフルオロカーボン (HFC) の排出係数

調査項目	活動量の単位	ガス別排出係数
自動車用カーエアコンの使用台数 (年間)	台	0.010 kgHFC/台 (冷媒の種類:HFC-134a)

資料編表3 メタン (CH₄) の排出係数

調査項目		活動量の単位	ガス別排出係数	
自動車の走行量	ガソリン・LPG	乗用車	km	0.000010 kg-CH ₄ /km
		軽乗用車	km	0.000010 kg-CH ₄ /km
		普通貨物車	km	0.000035 kg-CH ₄ /km
		小型貨物車	km	0.000015 kg-CH ₄ /km
		軽貨物車	km	0.000011 kg-CH ₄ /km
		特殊用途車	km	0.000035 kg-CH ₄ /km
		バス	km	0.000035 kg-CH ₄ /km
	ディーゼル	乗用車	km	0.000020 kg-CH ₄ /km
		普通貨物車	km	0.000015 kg-CH ₄ /km
		小型貨物車	km	0.000076 kg-CH ₄ /km
		特種用途車	km	0.000013 kg-CH ₄ /km
		バス	km	0.000017 kg-CH ₄ /km
一般廃棄物焼却量 (全量)	連続燃焼式	t	0.00095 kg-CH ₄ /t	

資料編表 4 一酸化二窒素 (N₂O) の排出係数

調査項目		活動量の単位	ガス別排出係数	
自動車の走行量	ガソリン・LPG	乗用車	km	0.000029 kg-N ₂ O/km
		軽乗用車	km	0.000022 kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	km	0.000039 kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	km	0.000026 kg-N ₂ O/km
		軽貨物車	km	0.000022 kg-N ₂ O/km
		特殊用途車	km	0.000035 kg-N ₂ O/km
		バス	km	0.000041 kg-N ₂ O/km
	ディーゼル	乗用車	km	0.000007 kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	km	0.000014 kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	km	0.000009 kg-N ₂ O/km
		特種用途車	km	0.000025 kg-N ₂ O/km
バス		km	0.000025 kg-N ₂ O/km	
一般廃棄物焼却量 (全量)	連続燃焼式	t	0.0567 kg-N ₂ O/t	

《 温室効果ガスの評価方法について 》

地球温暖化対策の推進に関する法律は、毎年の温室効果ガスの総排出量の点検・評価(算定)に関し、法施行令に定められた最新の排出係数を使用することを求めています。

温室効果ガスの総排出量の算定は、この考え方にに基づき実施することが基本となります。ただし、法施行令はこれまで数回の改正が行われており、その際に排出係数の値が変動することがあります。

その結果、当該地方公共団体において、毎年度の排出係数をそのまま算定に用いた場合、温室効果ガスの総排出量は、排出係数の増減に影響を受けるため、自らが講じた実行計画のための取組の実施状況が適切に反映されないことがあります。

そのため、地方公共団体が策定する実行計画では、その実施状況を適正に評価するため、法施行令に基づく排出係数を用いて算定する排出量(実際の排出量)のほか、自らが講じた実行計画のための取組成果を把握するため、基準年度の排出係数で固定して算定する排出量(実行計画の評価のための排出量)と合わせて把握することもあります。

資料：「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・改訂の手引き」(平成26年3月：環境省)

No.	所属	課等名・管理施設	区分	
1	総務部	総務課	市役所庁舎（本庁舎）	
2		秘書広報課		
3		文書情報管理課		
4		施設管理課		
5	企画財政部	企画課	市役所庁舎（本庁舎）	
6		財政課		
7		課税課		
8		収税課		
9	市民生活部	市民課	市役所庁舎（本庁舎）	
10		つくし野行政サービスセンター		行政サービスセンター
11		天王台行政サービスセンター		
12		湖北台行政サービスセンター		
13		湖北行政サービスセンター		
14		新木行政サービスセンター		
15		我孫子行政サービスセンター		
16		市民活動支援課		コミュニティ施設
17		近隣センターこもれび		
18		久寺家近隣センター		
19		湖北台近隣センター		
20		根戸近隣センター		
21		新木近隣センター		
22		布佐南近隣センター		
23		天王台北近隣センター		
24		我孫子南近隣センター		
25	近隣センターふさの風			
26	我孫子北近隣センター・並木本館			
27	我孫子北近隣センター・つくし野館			
28	市民安全課	市役所庁舎（本庁舎）		
29	寿防犯ステーション			
30	健康福祉部	社会福祉課	市役所庁舎（西別館）	
31		健康づくり支援課	福祉施設	
32		休日診療所	市役所庁舎（西別館）	
33		障害福祉支援課		
34		あらかき園	福祉施設	
35		障害者福祉センター		

No.	所属	課等名・管理施設	区分	
36	健康福祉部	高齢者支援課	市役所庁舎（西別館）	
37		お休み処		
38		国保年金課	市役所庁舎（本庁舎）	
39	こども部	子ども支援課	市役所庁舎（西別館）	
40		根戸小学校学童保育室 ※H29年度から委託		
41		高野山小学校学童保育室		
42		我孫子第二小学校学童保育室		
43		我孫子第三小学校学童保育室※H30年度から委託		
44		我孫子第四小学校学童保育室※H27年度から委託		
45		保育課		
46		わくわく広場		
47		にこにこ広場		
48		すくすく広場		
49		寿保育園		保育園
50		湖北台保育園		
51		東あびこ保育園 ※H29年度から民営化		
52		根戸保育園 ※H30年度から民営化		
53		つくし野保育園		
54	子ども相談課	市役所庁舎（西別館）		
55	こども発達センター	福祉施設		
56	環境経済部	手賀沼課	市役所庁舎（分館）	
57		中峠排水路		
58		河川情報掲示板		
59		都市排水浄化施設		
60		谷津ミュージアム作業小屋		
61		クリーンセンター	クリーンセンター	
62		ふれあい工房		
63		終末処理場		
64		商業観光課	市役所庁舎（分館）	
65		企業立地推進課		
66	地域職業相談室			
67	農政課			
68	市民農園			
69	建設部	道路課	市役所庁舎（東別館）	
70		土木センター		
71		交通課		
72		駅施設（エレベーター・エスカレーター）		
73		自転車駐車場		

No.	所属	課等名・管理施設	区分
74	建設部	泉放置自転車保管所	市役所庁舎（東別館）
75		下水道課	
76		日本地所他マンホールポンプ	
77		青山汚水中継ポンプ場	
78		旧久寺家汚水中継ポンプ場（防災倉庫等）	
79		治水課	
80		金谷排水機場	
81	都市部	都市計画課	
82		建築住宅課	
83		公園緑地課	
84		湖北台公園管理事務所	
85		地域整備課	
86		宅地課	
87	消防	総務課（消防）	消防本部
88		予防課	
89		警防課（団車両を含む）	
90		西消防署	
91		つくし野分署	
92		東消防署	
93		湖北分署	
94	会計	会計課	市役所庁舎（本庁舎）
95	水道局	経営課	水道局
96		工務課	
97		久寺家浄水場	
98		湖北台浄水場	
99		妻子原浄水場	
100	行政委員会	議会事務局	市役所庁舎（本庁舎）
101		選挙管理委員会事務局	
102		監査委員事務局	
103	行政委員会	農業委員会事務局	市役所庁舎（分館）
104	教育総務部	総務課（教育総務部）	教育委員会
105		学校教育課	
106		我孫子第一小学校	学校
107		我孫子第二小学校	
108		我孫子第三小学校	
109		我孫子第四小学校	
110		湖北小学校	
111		布佐小学校	

No.	所属	課等名・管理施設	区分
112	教育総務部	湖北台西小学校	学校
113		高野山小学校	
114		根戸小学校	
115		湖北台東小学校	
116		新木小学校	
117		並木小学校	
118		布佐南小学校	
119		我孫子中学校	
120		布佐中学校	
121		白山中学校	
122		湖北台中学校	
123		久寺家中学校	
124		湖北中学校	
125		指導課	
126	教育研究所		
127	ヤング手賀沼		
128	生涯学習部	生涯学習課	
129		生涯学習センター	
130		文化・スポーツ課	
131		旧井上家住宅	
132		文化財整理室	
133		旧村川別荘	
134		旧杉村楚人冠邸	
135		湖北小資料室 ※H29年度から廃止	
136		つくし野多目的運動広場	
137		浅間前多目的広場	
138		ふれあいキャンプ場	
139		五本松運動広場	
140		布佐下多目的広場	
141		白樺文学館	
142		鳥の博物館	
143		図書館	
144		湖北台分館	
145	布佐分館		

第四次我孫子市地球温暖化対策実行計画

平成 28 年 2 月策定

発行 我孫子市環境経済部 手賀沼課

〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子 1858 番地

電話 04-7185-1484

FAX 04-7185-5869

メールアドレス abk_teganuma@city.abiko.chiba.jp

URL <http://www.city.abiko.chiba.jp/>